

文部科学省の対応等の経過について(学校の校舎・校庭等の利用に係る取組)

月	日	時間	文部科学省の対応等
3	11	14:46	東日本大震災の発生
3	30		福島県教育委員会から原子力災害現地対策本部に対し、福島第一原子力発電所から20～30km圏内の学校再開に当たり再開の目安となる放射線の基準を早期に提示することなどについて要請
4			文部科学省内において検討を開始。専門的な知見を得る必要があったため原子力安全委員会にも相談
4			対応について鈴木文部科学副大臣に相談 当該要請が原子力災害現地対策本部から文部科学省に伝えられたものであるため、原子力災害対策本部及び官邸に説明をし、その指示を仰ぐようにとの指示を受ける
4	4		官邸の緊急参集チームにおいて屋内退避区域内の学校再開の可否について検討 ※区域内の学校の放射線量を早急に測定し、原子力安全委員会に評価をしてもらうこととなった
4	5～7		福島県において県内の小学校等における空間線量率の測定を実施
4	5～6		福島県において県内の小学校における土壌・ダストの放射性物質濃度調査を実施
4	6		文部科学省から原子力安全委員会に対し、「福島県内の小学校等の再開にあたっての安全性について(その1)」に対する助言依頼 ※福島県内の20施設の再開の可否に関して助言を依頼
		19:50	原子力安全委員会から文部科学省に対し、「福島県内の小学校等の再開にあたっての安全性について(その1)」に対する助言(回答) ※①屋内退避地域における屋外活動制限、②空間線量率が低い地域における学校再開に関する十分な検討及び③モニタリング継続の必要性を助言(回答)
			文部科学省から原子力安全委員会に対し、「福島県内の小学校等の再開にあたっての安全性について(その2)」に対する助言依頼 ※①福島県内の小学校等552施設の再開の可否及び②安全といえる具体的な空間線量率について助言を依頼
4	7	9:30	原子力安全委員会から文部科学省に対し、「福島県内の小学校等の再開にあたっての安全性について(その2)」に対する助言(回答) ※文部科学省が小学校等の再開にあたっての判断基準を示すべきであり、原子力安全委員会は示された判断基準に対して助言をする旨を回答
			文部科学省から原子力安全委員会に対し、「福島県内の小学校等の再開にあたっての安全性について(その3)」に対する助言依頼 ※福島県内の小学校等594施設の再開の可否に関して助言を依頼
4	8	10:00	原子力安全委員会から文部科学省に対し、「福島県内の小学校等の再開にあたっての安全性について(その3)」に対する回答 ※「福島県内の小学校等の再開に当たっての安全性について(その2)」に対する回答と同様である旨を回答
			官房長官から、厚生労働省が食品の安全基準を定めたときと同様、文部科学省と原子力安全委員会だけのやりとりではなく、原子力災害対策本部を関与させるよう指示

月	日	時間	文部科学省の対応等
4	9		<p>文部科学省から原子力安全委員会に対し、4月5日～7日に行われた福島県による学校等の空間線量率測定の結果を報告するとともに、「暫定的考え方(案)」のたたき台を提示(たたき台は、EOCを中心に、放医研の専門家に相談しつつ作成)</p> <p>※ICRPの声明を踏まえ、①安全側に配慮して3μSv/h以下の学校等は校庭等を使用して差し支えないが、それ以上の学校等は再調査を実施し、その結果が3.8μSv/h以上の学校等については校庭等の使用を見送ることが望ましいこと等を案として提示</p> <p>原子力安全委員会から、たたき台に対して、内部被ばくについて情報が不足している中、何らかの安全係数をかけるべきではないかとのコメント</p>
4	10	18:54	緊急参集チームにおいて、文部科学省に対し、学校の利用判断に係る考え方については保育所についてもあわせて議論する必要があるため厚生労働省とも調整するよう指示
4	12	13:20	<p>文部科学省から原子力安全委員会に対し、20校の土壌調査の結果に基づく内部被ばく評価について説明</p> <p>※内部被ばくの影響は極めて小さいため、3.8μSv/hの基準の中で対応することとなる</p>
		20:00頃	官邸において、「暫定的考え方」について打ち合わせ(学校等空間線量率等の測定などについて)
4	14		文部科学省において福島県の学校等空間線量率測定及び土壌モニタリングを実施(3.7 μ Sv/h以上の52校を対象とした再調査)
4	19	14:08	原子力災害対策本部から原子力安全委員会に対し、「福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方(案)」に関する助言要請
		16:04	原子力安全委員会から原子力災害対策本部に対し、「福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方(案)」に関する助言
			原子力災害対策本部から文部科学省及び厚生労働省に対し、「福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方」について福島県に対して指導・助言を行うよう指示
		19:00頃	鈴木文部科学副大臣記者会見
			文部科学省から福島県教育委員会等に対し、「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について(通知)」を送付
4	21		福島市において、暫定的考え方についての保護者等説明会を実施
4	22		郡山市及び伊達市において、暫定的考え方についての保護者等説明会を実施
4	26		福島県内の学校のうち、継続的モニタリングの対象としている学校等(55施設)に簡易型積算線量計を配布
5	2		官邸ホームページに「学校での放射線量基準について」(Q&A)を掲載
5	8		学校における空間線量率の低減策を検討するため、日本原子力研究開発機構が福島大学附属中学校及び幼稚園において校庭の土壌対策に関する実地調査を実施
5	10		福島県知事から菅首相に対する要望書「福島県の児童生徒が受ける放射線量の低減方針に係る緊急要望」の中で、「表土改善の工事に要する経費について国において全額負担すること」について要望

月	日	時間	文部科学省の対応等
5	11		5月8日の実地調査の結果について、文部科学省より原子力安全委員会へ報告するとともに、空間線量率低減策の参考となるように、「実地調査を踏まえた学校等の校庭・園庭における空間線量率低減策について」(事務連絡)を福島県教育委員会等に発出
5	17		原子力災害対策本部において「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」を策定(その中で、教育施設における土壌等の取扱いについて、早急に対応していく旨が明記)
5	21		福島県知事から菅首相に対し、学校校庭の表土改善費用の全額国庫負担について要望
5	26		文部科学省政務三役会議において、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」(事務連絡)について了承
5	27		学校内において児童生徒等の受ける線量を低減させ、より安心して教育を受けられる環境を構築するため、①福島県内の全ての小中学校等に対し積算線量計を配布する、②23年度に学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す、③校庭等の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校において、土壌に関する線量低減策を講じる場合、設置者の希望に応じ、財政的支援を行うことを示した「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」(事務連絡)を、福島県教育委員会等に発出
5	31		放射線防護と児童生徒の日常生活並びに心身の健康や発達等に関して様々な観点から検討・整理し、学校や家庭等に対して、科学的かつ総合的な情報を分かりやすく提供するため、専門家からのヒアリングを実施(第1回)
6	16		専門家からのヒアリングを実施(第2回)
6	17頃		文部科学省ホームページに「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」等に関するQ&Aを掲載
6	20		福島県外においても、校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校について、設置者の希望に応じ、福島県と同様に財政的支援を実施するとともに、簡易型積算線量計を配布することとした(事務連絡を発出)
7	6		専門家からのヒアリングを実施(第3回)
8	26		原子力災害対策本部において、地域全体での除染を推進するため、「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」を策定(その中で「暫定的考え方」はその役割を終えたとされた)
			上記を踏まえ、学校における今後の方針として「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について(通知)」及び「学校の校舎・校庭等の線量低減について(通知)」(福島県外を対象)を発出。(学校において児童生徒等が受ける線量について原則年間1ミリシーベルト以下とするとともに、校庭・園庭の空間線量率については、これを達成するため、毎時1マイクロシーベルト未満を目安とすること、局所的に線量の高い場所の把握と除染を進めることなどの内容)
			「学校等における放射線測定の手引き」を公表
11	8		学校等、こどもの生活環境の除染が優先的に行われるよう、福島県内の市町村からの除染方法や除染に関する専門家の派遣について相談を受け付けるための窓口を設置

March 21, 2011

Fukushima Nuclear Power Plant Accident

The International Commission on Radiological Protection (ICRP) does not normally comment on events in individual countries. However, we wish to express our deepest sympathy to those in Japan affected by the recent tragic events there. Our thoughts are with them.

Throughout we have kept and continue to keep abreast of events as they unfold, particularly those at the Fukushima Nuclear Power plant, through some of our Japanese colleagues and information being provided by national and international organisations and professional societies.

We hope that the current effort to regain control of the situation will soon be successful and that our recent recommendations on radiological protection in emergency situations and for contaminated territories have and will prove helpful in dealing with the present and future circumstances.

The Commission continues to recommend optimisation and the use of reference levels to ensure an adequate degree of protection with respect to exposure to ionising radiation in emergency and existing exposure situations.

For the protection of the public during emergencies the Commission continues to recommend that national authorities set reference levels for the highest planned residual dose in the band of 20 to 100 millisieverts (mSv) (ICRP 2007, Table 8).

When the radiation source is under control contaminated areas may remain. Authorities will often implement all necessary protective measures to allow people to continue to live there rather than abandoning these areas. In this case the Commission continues to recommend choosing reference levels in the band of 1 to 20 mSv per year, with the long-term goal of reducing reference levels to 1 mSv per year (ICRP 2009b, paragraphs 48-50).

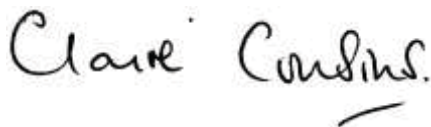
The Commission continues to recommend reference levels of 500 to 1000 mSv to avoid the occurrence of severe deterministic injuries for rescue workers involved in an emergency exposure situation. This means that it will be justified to expend

significant resources, both at the planning stage and during the response, if required, in order to reduce expected exposures to below these levels (ICRP 2007, Table 8 and ICRP 2009a, paragraph e).

Furthermore, the Commission continues to recommend no dose restrictions for life-saving efforts by informed volunteers if the benefit to others outweighs rescuer's risk (ICRP 2007, Table 8).

We are closely following the tremendous efforts of the professionals in Japan dealing with this difficult situation and, during our upcoming meeting in Seoul, are planning to review lessons learned in relation to our recommendations on emergency exposure situations.

On behalf of the International Commission on Radiological Protection,



Claire Cousins
ICRP Chair



Christopher Clement
ICRP Scientific Secretary

References

ICRP, 2007. The 2007 Recommendations of the International Commission on Radiological Protection. ICRP Publication 103, Ann ICRP 37 (2-4).

ICRP, 2009a. Application of the Commission's Recommendations for the Protection of People in Emergency Exposure Situations. ICRP Publication 109, Ann ICRP 39 (1).

ICRP, 2009b. Application of the Commission's Recommendations to the Protection of People Living in Long-term Contaminated Areas after a Nuclear Accident or a Radiation Emergency. ICRP Publication 111, Ann ICRP 39 (3).

「福島県内の小学校等の再開にあたっての安全性について
(その1)」に対する助言(回答)

平成23年4月6日 19:50

原子力安全委員会

緊急技術助言組織

助言依頼のありました標記の件について、次のとおり助言(回答)します。

1. 福島第1原子力発電所から20km-30kmは、現在、屋内退避の地域となっており、学校を再開するとしてもスポーツ等の屋外授業を行う事や屋外で遊ばせることは被ばくの程度を極力低いものとする観点からは、好ましくありません。
2. 屋内退避の地域以外の地域においても、空間線量率の値が低い地域においては、被ばくの程度を極力低いものとする観点からは、学校を再開するかどうか十分に検討すべきと考えます。
3. 現在も事故は、終息しているわけではないことから、引き続きモニタリングを継続しつつ、適切な対応をとっていくことが重要です。

以上

事務連絡
平成23年4月6日

原子力安全委員会 殿

文部科学省原子力災害対策支援本部

原子力安全委員会からの助言について（依頼）

下記の件につきまして、原子力安全委員会の助言をいただきたく伺います。

記

件名：
福島県内の小学校等の再開に当たっての安全性について（その1）

内容：
別添の小学校等を再開してよいか、助言いただきたく伺います。

以上

（注）この後、データを入手し次第お送りいたします。

福島県内(20km圏内地域を除く)小学校校庭空間線量率モニタリング結果について

平成23年4月6日12時0分現在
文部科学省

○文部科学省が集計した結果

*1電離箱における値
*2NaI(3ウ化ナトリウム)シンチレータにおける値

調査対象校	測定日時	数値(マイクロシーベルト/時)		天候	実施者
		地表から1m	地表から1cm		
① 県北 福島市立第一小学校	4月6日9時02分	3.4 ^{±0.2}		降雨なし	日本原子力研究開発機構
② 県北 福島市立大久保小学校	4月6日9時01分	—	4.3 ^{±0.2}	降雨なし	日本原子力研究開発機構
	4月6日10時23分	3.6 ^{±0.2}		降雨なし	日本原子力研究開発機構
③ 県北 二本松市立岳下小学校	4月6日10時22分	—	4.5 ^{±0.2}	降雨なし	日本原子力研究開発機構
	4月6日9時50分	3.1 ^{±0.2}		降雨なし	文部科学省
④ 県北 伊達市立保原小学校	4月6日9時51分	—	5.0 ^{±0.2}	降雨なし	文部科学省
	4月6日9時48分	2.6 ^{±0.2}		降雨なし	日本原子力研究開発機構
⑤ 県北 川俣町山木屋小学校	4月6日9時45分	—	3.9 ^{±0.2}	降雨なし	日本原子力研究開発機構
	4月5日9時50分	6.1 ^{±0.2}	—	降雨なし	日本原子力研究開発機構
⑥ 県中 郡山市立金遼小学校	4月5日9時48分	—	7.9 ^{±0.2}	降雨なし	日本原子力研究開発機構
	4月6日11時16分	2.6 ^{±0.2}		降雨なし	文部科学省
⑦ 県中 郡山市立藍海小学校	4月6日11時18分	—		降雨なし	文部科学省
⑧ 県中 須賀川市立第一小学校		2.7 ^{±0.2}			

(別添)

調査対象校		測定日時	数値(マイクロシンペルト/時)		天候	実施者
			地表から1m	地表から1cm		
県中	⑨ 田村市立船引小学校					
県中	⑩ 平田村立蓬田小学校					
県南	⑪ 白河市立白河第一小学校					
会津	⑫ 会津若松市立鶴城小学校					
会津	⑬ 喜多方市立第一小学校					
南会津	⑭ 南会津町立田島小学校					
相双	⑮ 南相馬市立原町第一小学校	4月5日12時53分	—	1.6 ⁴²	降雨なし	日本原子力研究開発機構
		4月5日12時50分	1.2 ⁴²	—	降雨なし	日本原子力研究開発機構
相双	⑯ 相馬市立中村第一小学校	4月5日10時24分	—	1.3 ⁴²	降雨なし	日本原子力研究開発機構
		4月5日10時21分	0.7 ⁴²	—	降雨なし	日本原子力研究開発機構
相双	⑰ 浪江町立津島小学校	4月5日12時58分	20.5 ⁴¹	—	降雨なし	日本原子力研究開発機構
		4月5日12時55分	—	30.2 ⁴¹	降雨なし	日本原子力研究開発機構
いわき	⑱ いわき市立平第一小学校	4月6日12時26分	—	1.4 ⁴²	降雨なし	文部科学省
		4月5日12時25分	1.2 ⁴²	—	降雨なし	文部科学省
いわき	⑲ いわき市立勿来第一小学校	4月5日11時02分	—	1.2 ⁴²	降雨なし	文部科学省
		4月5日11時00分	0.8 ⁴²	—	降雨なし	文部科学省
いわき	⑳ いわき市立四倉第一小学校	4月5日12時37分	—	1.7 ⁴²	降雨なし	文部科学省
		4月5日12時36分	1.4 ⁴²	—	降雨なし	文部科学省

福島県環境放射線モニタリング実施結果（速報値）について

平成23年4月5日

福島県災害対策本部（原子力班）

1 調査対象

対象施設：1642施設

調査終了施設（4月5日現在）：537施設

2 調査結果

調査が終了した施設の測定結果は、概ね7方部（公表資料：モニタリング1）の測定結果と同程度のレベルであった。

なお、今回測定値の高かった浪江町津島地区及び飯館村については、次のとおりであった。

（調査日：4月5日）

市町村	調査学校名	※測定値（ $\mu\text{Sv/h}$ ）	
		1m高さ	1cm高さ
浪江町	津島小学校	23.0	30.1
〃	津島中学校	18.8	22.9
〃	津島保育所	22.8	27.9
飯館村	飯館小学校	9.6	10.7
〃	飯館幼稚園	10.0	11.8
〃	やまゆり保育所	8.8	9.5
〃	白石小学校	11.5	12.5
〃	草野小学校	14.0	18.2
〃	草野幼稚園	12.1	14.7
〃	飯館中学校	9.7	12.2

※ 速報値なので、今後、修正の可能性あり。

(参考)

福島県環境放射線モニタリング実施計画

平成23年4月4日
原子力災害現地対策本部(放射線班)
福島県災害対策本部(原子力班)

1 目的

福島県内各地域の空間線量率については、現在、各地方振興局、市町村役場等において定期的に測定し公表しているが、測定地点の増加や地域ごとの詳細なデータの公表が求められている。

このため、県内全域を対象として方部別に詳細な環境放射線モニタリングを実施し、広域的な環境影響を詳細に把握することにより、県民の生活環境の安全に資する。

2 調査対象地域及び実施時期

- (1) 県内(20km圏内の避難地域を除く)の小学校、中学校、幼稚園、保育所及び養護学校の校庭・園庭において、空間線量率を測定する。
- (2) 平成23年4月5日(火)から7日(木)に調査を行う。
- (3) 調査地点

No.	種別	校庭・園庭数	方部別内訳						
			県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
1	小学校	492	114	137	46	70	18	32	77
2	中学校	237	45	55	18	38	9	16	48
3	幼稚園	334	97	70	32	52	2	26	55
4	保育所	343	77	80	25	61	13	20	67
5	養護学校	22	6	7	1	4	0	1	3
	合計	1,428	339	359	122	225	40	95	248

※ 調査対象は、避難地域(20km以内)の学校等を除いている。保育所については、現在精査中であり、今後増加する見込みである。なお、上記調査箇所数については、被災状況等により変動する可能性がある。

3 調査の実施体制

以下のとおり調査班を編成する。

空間線量率測定班 20班(40名) 1班あたり約30地点/日で測定

※ 別に空間線量率と土壌放射能との関係を確認する調査を行う。

4 測定方法等

測定は別紙「福島県環境放射線モニタリング実施要領」により行う。

福島県環境放射線モニタリングの市町村別調査対象数

H23AA rev.2

区分	No.	市町村名	小学校			中学校			幼稚園		保育所	養護学校	合計
			公立・ 総合立	国立・ 県立	私立	公立	国立・ 県立	私立	公立	私立			
県北	1	福島市	51	1	1	21	1	2	23	20	48	0	174
	2	二本松市	16	0	0	7	0	0	15	5	9	0	52
	3	伊達市	22	0	0	8	0	0	12	3	10	0	53
	4	本宮市	7	0	0	3	0	0	5	1	8	0	22
	5	桑折町	4	0	0	1	0	0	4	0	1	0	10
	6	国見町	4	0	0	1	0	0	2	0	1	0	8
	7	川俣町	6	0	0	2	0	0	5	0	1	0	14
	8	大玉村	2	0	0	1	0	0	2	0	1	0	6
県北計			112	1	1	42	1	2	68	29	77	0	339
県中	9	郡山市	81	0	1	28	0	1	0	34	39	7	171
	10	須賀川市	17	0	0	10	0	0	6	5	14	0	52
	11	田村市	18	0	0	7	0	0	7	1	8	0	39
	12	鏡石町	2	0	0	1	0	0	1	2	3	0	8
	13	天栄村	4	0	0	2	0	0	1	0	2	0	8
	14	石川町	8	0	0	2	0	1	0	1	4	0	16
	15	玉川村	3	0	0	2	0	0	2	0	1	0	8
	16	平田村	4	0	0	2	0	0	4	0	2	0	12
	17	洩川町	3	0	0	1	0	0	1	0	2	0	7
	18	古殿町	6	0	0	1	0	0	1	0	1	0	8
	19	三春町	6	0	0	5	0	0	2	1	3	0	17
20	小野町	4	0	0	2	0	0	1	0	3	0	10	
県中計			136	0	1	63	0	2	28	44	60	7	368
県南	21	白河市	15	0	0	8	0	0	8	5	12	1	49
	22	西郷村	5	0	0	3	0	0	1	1	3	0	13
	23	泉崎村	2	0	0	1	0	0	1	0	1	0	5
	24	中島村	2	0	0	1	0	0	1	0	1	0	5
	25	矢吹町	4	0	0	1	0	0	4	1	3	0	13
	26	棚倉町	5	0	0	1	0	0	4	0	2	0	12
	27	矢祭町	8	0	0	1	0	0	2	0	1	0	9
	28	塙町	6	0	0	1	0	0	3	0	1	0	11
	29	蛟川村	2	0	0	1	0	0	1	0	1	0	5
県南計			46	0	0	18	0	0	25	7	25	1	122

区分	№	市町村名	小学校			中学校			幼稚園		保育所	養護学校	合計
			公立・ 組合立	国立・ 県立	私立	公立	国立・ 県立	私立	公立	私立			
会津	30	会津若松市	19	0	1	11	1	1	4	16	24	8	79
	31	妻多方市	18	0	0	7	0	0	10	4	14	0	53
	32	北塩原村	2	0	0	2	0	0	2	0	1	0	7
	33	西会津町	5	0	0	1	0	0	0	0	4	0	10
	34	義徳町	2	0	0	1	0	0	1	0	1	0	5
	35	猪苗代町	8	0	0	3	0	0	6	0	3	1	19
	36	会津坂下町	4	0	0	2	0	0	4	0	1	0	11
	37	湯川村	2	0	0	1	0	0	1	0	1	0	5
	38	柳津町	2	0	0	2	0	0	0	0	2	0	6
	39	三島町	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
	40	会山町	2	0	0	1	0	0	0	0	2	0	5
	41	昭和村	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
	42	会津美里町	5	0	0	3	0	0	3	2	0	0	19
会津計			88	0	1	38	1	1	31	21	61	4	225
南会津	43	下郷町	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0	6
	44	横枝枝村	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	45	只見町	3	0	0	1	0	0	0	0	3	0	7
	46	南会津町	8	0	0	6	0	0	1	1	3	0	26
南会津計			18	0	0	9	0	0	1	1	13	0	40
相双	47	相馬市	10	0	0	5	0	0	7	3	4	1	30
	48	南相馬市	12	0	0	6	0	0	9	3	9	0	38
	49	広野町	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	4
	50	榎葉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	51	富岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	52	川内村	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
	53	大熊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	54	双葉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	55	越江町	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
	56	喜尾村	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3
	57	新地町	8	0	0	1	0	0	0	0	3	0	7
58	飯館村	3	0	0	1	0	0	2	0	1	0	7	
相双計			32	0	0	18	0	0	20	6	20	1	65
59	いわき市	77	0	0	44	0	2	18	37	57	3	248	
いわき計			77	0	0	44	0	2	18	37	57	3	248
県合計			488	1	3	228	2	7	189	145	343	22	1428

※調査対象は、避難地域(20km以内)の学校等を除いている。保育所については、現在精査中であり、今後増加する見込みである。なお、上記調査箇所数については、被災状況等により変動する場合がある。

福島県環境放射線土壌・ダストモニタリング実施計画

平成29年4月4日

原子力災害現地対策本部(放射線班)

福島県災害対策本部(原子力班)

1 目的

福島県内各地域の空間線量率については、現在、各地方振興局、市町村役場等において定期的に測定し公表しているが、測定地点の増加や地域ごとの詳細なデータの公表が求められている。

このため、県内全域を対象として方部別に詳細な環境放射線モニタリングを実施し、広域的な環境影響を詳細に把握することにより、県民の生活環境の安全に資する。

2 調査対象地域及び実施時期

(1) 県内(20km圏内の避難地域を除く)の小学校の校庭20地点において、空間線量率を測定するほか、土壌及びダストの放射性物質濃度調査を行う。

(2) 平成29年4月5日(火)～7日(木)まで調査を行う。

No.	方部	調査地点数	調査対象校
1	県北	5	①福島市立第一小学校、②福島市立大久保小学校、 ③二本松市立岳下小学校、④伊達市立保原小学校、 ⑤川俣町立山木屋小学校
2	県中	5	⑥郡山市立金透小学校、⑦郡山市立熱海小学校、 ⑧須賀川市立第一小学校、⑨田村市立船引小学校、 ⑩平田村立藁田小学校
3	県南	1	⑪白河市立白河第一小学校
4	会津	2	⑫会津若松市立鶴城小学校、⑬喜多方市立第一小学校
5	南会津	1	⑭南会津町立田島小学校
6	相双	3	⑮南相馬市立原町第一小学校、 ⑯相馬市立中村第一小学校、⑰浪江町立津島小学校
7	いわき	3	⑱いわき市立平第一小学校、 ⑲いわき市立勿来第一小学校、 ⑳いわき市立四倉小学校

3 調査の実施体制

以下のとおり調査班を編成する。

土壌・ダスト班 3班(各8名) 1班あたり6～7地点で調査

4 測定方法等

検体の採取及び測定は別紙「学校等のモニタリング指針」により行う。なお、土壌及び大気浮遊塵の放射能濃度の分析については、次の分析機関に検体を搬送(4月7日)して行う。

5 分析機関

東北大学または理化学研究所

学校等のモニタリング指針

平成28年4月4日
文部科学省 福島県

福島県内の学校、幼稚園、保育園等の校庭（園庭）を利用する事の安全性を評価するため、以下の手法によりモニタリングを実施する。

I. 土壌の採取

県内の各地域2校程度において、土壌（0-5 cm）を採取する。

1. 採取用具

- 1) 高さ5 cmの円筒形のステンレス採土管、もしくはシャベル等。

2. 採取方法

- 1) 校庭（園庭）1カ所で（空間線量率を測定した地点が望ましい）土壌を採取し、試料とする。
- 2) 建物や樹木の近くは避ける。
- 3) 地表面の植物は避ける。
- 4) 採土管を木槌等で土壌に打ち込み、深さ5 cmの土壌を採取。
- 5) 採土管がない場合は、直径10 cm、深さ5 cmの穴をシャベルで掘り、掘り出された土を全て回収する。
- 6) 試料に試料名を記載し、記録用紙に試料名、市町村名、採取地点、採取年月日、採取時間、採取用具の直径、天候を記入する。
- 7) 使用した採土用具は、現場の水道水、もしくはポリタンクに持参した水で洗淨する。

II. ダストの採取

県内の各地域2校ずつにおいて、ダストを採取する。

1. 採取用具および方法

福島第一原子力発電所周辺のダストモニタリングの方法に準じる。

その他注意事項

汚染の程度が極端に異なる地域を続けて対象とする場合は、汚染の少ない地域から順にまわる。